

2019年度 弘前市移住・定住支援事業一覧

『移住支援』

No.	分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
1	滞在施設	移住お試しハウス	弘前市への移住、二地域居住を希望、検討している方に、一定期間生活体験ができる場を提供します。 【使用期間】 使用単位を1週間とし、最長2週間(年度内1回) 【使用料】 5月～10月 18,000円/週 11月～4月 20,000円/週 ※電気、上下水道、ガス、灯油、NHK受信料、を含む	企画課 0172-40-7121
2	移住相談	ひろさき移住サポートセンター東京事務所	首都圏から弘前への移住をお考えの方を対象に、情報発信・情報収集の拠点となる東京事務所を開設しております。移住に関するご相談の他、弘前でのお仕事について、無料職業紹介も行ってまいります。 東京都千代田区有楽町2-10-1東京交通会館6階 9:00～17:45(土日祝休) ※事前予約で20:00まで対応可能。	ひろさき移住サポートセンター東京事務所 03-6256-0801

『住宅支援』

No.	分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
3	その他	空き家・空き地バンク制度	空き家・空き地の有効活用を目的に、空き家・空き地を売りたい又は空き家を買いたい所有者の物件を空き家・空き地バンクに登録し、ホームページにその情報を公開します。 その情報を見て、買いたい又は借りたいという移住・定住希望者と所有者との橋渡しを弘前圏域空き家・空き地バンク協議会(宅建業者・金融機関・弘前圏域8市町村)が行う制度です。	建築指導課 0172-40-0522
4	家を購入する	空き家・空き地利活用事業	空き家・空き地の利活用による移住・定住の促進を図るため、空き家・空き地バンクに登録された物件の購入費用の一部を補助します。 【対象者】 ・空き地を購入し、その土地に住宅を新築する人 ・空き家(敷地含む)を購入する人 【交付条件】 ・市税等を滞納していないこと(申請者及び同居者) ・購入する物件に3年以上居住する意思のあること ・空き家・空き地の所有者の3親等内の親族ではないこと ・物件を購入し転居することにより、自己又は親族が所有する家屋・土地が空き家又は空き地とならないこと ・空き家・空き地バンク制度により、売買契約が成立する見込みとなった物件に限ります。(交付決定後であっても、3月13日までに売買契約が成立しない場合は、補助金が交付されません。) ・購入した空き地へ新築する場合、発注する業者は、市内に本店を有する業者に限りです。 【補助対象経費】 ・空き地の購入費用 ・空き家(敷地含む)の購入費用 ※いずれも租税公課、契約費用、登記費用、仲介手数料等を除く 【補助率及び補助限度額】 ・補助率1/2 ・補助限度額 ①空き地の購入30万円 ②空き家の購入20万円 ※補助限度額に子育て世帯は10万円、移住者は10万円を上乗せ	建築指導課 0172-40-0522
5	家を借りる	空き家・空き地利活用事業	空き家の利活用による移住の促進を図るため、空き家・空き地バンクに登録された空き家の賃借料の一部を補助します。 【対象者】 ・市外からの移住者で、空き家を賃借する人 【交付条件】 ・市税等を滞納していないこと(申請者及び同居者) ・賃借する物件に3年以上居住する意思のあること ・空き家の所有者の3親等内の親族ではないこと ・物件を賃借し転居することにより、自己又は親族が所有する家屋・土地が空き家又は空き地とならないこと ・空き家・空き地バンク制度により、賃貸借契約が成立する見込みとなった物件に限ります。(交付決定後であっても、3月13日までに賃貸借契約が成立しない場合は、補助金が交付されません。) 【補助対象経費】 ・空き家の3年間分の賃借料 【補助率及び補助限度額】 ・補助率1/2 ・補助限度額25万円 ※子育て世帯には補助限度額10万円を上乗せ	建築指導課 0172-40-0522

No.	分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
6	家を借りる	子育て支援住宅制度	子育て世帯を対象に、安心して子育てができる良質な公共住宅を低家賃で提供します。 【対象者】 ・18歳以下の子どもと同居していること(中学校卒業後は高校修学中であること) ・土地・家屋を所有していないこと ・家族全員の月額所得金額が合計601,000円以下であること ・市税等を滞納していない方 【対象住宅】 弘前市駅前住宅 【住宅使用料の減額】 上限2万円として子ども1人(18歳以下)につき、1万円を下記の住宅使用料から減額します。 3LDK:57,400円 3DK:47,700円	建築住宅課 0172-35-1321

『生活支援』

No.	中分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
7	子育て・教育	保育料軽減	国が定める保育料基準額から、無料世帯を除くすべての保育料を軽減します。	こども家庭課 0172-35-1131
8	子育て・教育	第3子保育料軽減事業	上記の保育料軽減のほか、対象児童の保護者に対し軽減します。(所得制限あり)	こども家庭課 0172-35-1131
9	子育て・教育	ひろさき多子家族応援パスポート事業	弘前城(本丸・北の郭、植物園入園)、プラネタリウム、プール共用使用など、市の公共施設(文化・体育・社会教育施設等)31か所の施設の入場料、入園料、使用料、観覧料等が無料になります。また、ひろさき地方創生パートナー企業によるガソリン給油の割引も受けられます。 【対象者】 ・市内に住所を有している平成13年4月2日以降に生まれた子どもが3人以上いる親子が対象	こども家庭課 0172-40-7039
10	子育て・教育	子ども医療費給付事業	入院・通院とも中学校卒業までは全額給付し、高校生は入院のみ対象になります。(所得制限あり)	こども家庭課 0172-40-7039
11	子育て・教育	子育て支援相談事業	子育てに関する情報提供など総合相談を子育て支援相談員が電話で行っています。	こども家庭課 0172-33-0003 0172-40-7038
12	子育て・教育	私立幼稚園就園奨励費補助事業	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に入園する保護者の経済的負担を軽減するため、保育料及び入園料を補助します。 【対象者】 ①柴田幼稚園・文化幼稚園に通園する園児の保護者 ②その他弘前市に住所があり、他市の幼稚園に通園する園児の保護者 【補助対象金額】 所得状況・世帯状況に応じて補助(62,200円～308,000円) ※所得制限あり	学務健康課 0172-82-1643
13	子育て・教育	地域子育て支援センター事業	子育て支援拠点の充実を図り、子育て親子の交流促進、相談・援助の実施、情報提供等を行っています。	こども家庭課 0172-40-7038
14	子育て・教育	放課後児童健全育成事業	保護者の就労等により、放課後や学校休業日に家庭での保育が困難な小学生に生活の場を提供し、遊びを通じた健全育成を行っています。	こども家庭課 0172-40-7038
15	子育て・教育	駅前こどもの広場運営事業	子育て親子の交流促進、子育て等に関する相談、援助を実施しています。そして、地域の子育て関連情報を提供するとともに、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施しています。また、乳幼児の託児を実施(500円/時間)しています。	こども家庭課 0172-40-7038
16	子育て・教育	小・中学校就学援助	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者を対象として、学用品費や給食費などの援助を実施します。 【対象者】 児童生徒の保護者 【利用条件】 次のいずれかに該当するもの ・世帯全員の市民税所得割額非課税 ・国民年金保険料の全額免除 ・児童扶養手当の全部支給 ・国民健康保険料の減免 ・市民税の減免 ・生活保護の停止又は廃止	学務健康課 0172-82-1643

No.	分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
17	子育て・教育	ひろさき子育て世代包括支援センター	<p>母子健康手帳の交付や、転入された妊産婦の方へ、引っ越し前の市町村が発行した受診券等の交換を行っています。また、安心して弘前での出産・子育てができるよう、情報提供や仲間づくりのお手伝い、産前・産後の体調や子育てに関するご相談の受付を行っています。</p> <p>【対象者】 市内に住所を有している妊産婦及び乳幼児とその保護者</p> <p>【URL】 http://www.city.hirosaki.aomori.jp/fukushi/kosodate-houkatu-center.html</p>	ひろさき子育て世代包括支援センター 0172-37-1323
18	子育て・教育	多子家族学校給食費助成金	<p>多子家族の経済的負担を軽減するため、小・中学生が3人以上いる世帯へ、3人目以降の学校給食費を半額助成します。</p> <p>【交付条件】 以下の条件を満たす世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等が養育する小・中学生が3人以上いること ・保護者等が弘前市内に住所を有していること ・弘前市子ども医療費受給資格証又は弘前市ひとり親家庭等医療費受給資格証を有していること ・助成対象期間の学校給食費に未納がないこと ・他の制度により学校給食費に関する助成を受けていないこと </p> <p>【交付時期】 前期及び後期分の年2回にわけて交付する</p> <p>【助成金の額】 <ul style="list-style-type: none"> ・小学生は給食実施日数に1食あたりの金額の2分の1を乗じた額 ・中学生は給食実施日数に1食あたりの金額の2分の1を乗じた額 </p>	学務健康課 0172-82-1835
19	交通	交通費補助 (お出かけシニアバス)	<p>高齢者のお出かけ支援と公共交通の利用促進、中心市街地の活性化を図るため、70歳以上(200名限定)の市民に対し、路線バス及び弘南鉄道大鰐線、乗合タクシーの運賃を軽減します。</p> <p>路線バスや弘南鉄道大鰐線、乗合タクシーに乗車した場合、正規運賃が400円以下の場合運賃は100円、400円を超える場合は正規運賃から300円割引になります。</p> <p>利用には、あらかじめ「お出かけシニアバス」の発行を受ける必要があります。</p> <p>【対象者】 70歳以上の市民(200名限定)</p> <p>【対象路線】 市内を運行する路線バス及び弘南鉄道大鰐線、乗合タクシー ただし、路線バスのうち、土手町循環100円バス、城東環状100円バス、ためのぶ号、青森空港線、岩木スカイラインシャトルバスは除く。</p> <p>【利用可能期間】 バス発行日から令和2年3月31日まで</p> <p>【登録料】 1人5,000円</p>	地域交通課 0172-35-1124

『起業支援・就業支援』

No.	中分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
20	就業	東京圏UJIターン就職支援事業	東京都23区に5年在住または通勤している人が、市内へ居住し、市内企業へ就職または青森県が実施する起業支援金の交付決定を受けた際に、移住支援金を支給します。 【支給金額】世帯での移住:100万円/単身での移住:60万円	商工労働課 0172-35-1135
21	起業・事業化	空き店舗活用支援事業	中心市街地の空き店舗に小売・サービス業の店舗を新規出店又は移転する際の改修工事費の一部を補助します。 【対象区域】 ①中心市街地区域内で、市が指定する道路に面した1階の空き店舗 ②中心市街地区域内で、①以外の空き店舗 【対象となる空き店舗】 中心市街地の空き店舗で以下の条件を全て満たすものとします。 ①従来、小売・サービス業の店舗として利用され、概ね1か月以上営業の用に供されていない店舗であること。 ②道路に面した1階又は2階の店舗であること。 ③道路から直接出入りできる専用の独立した出入口を有する店舗であること。(大型店・テナントビル等の一部で集合玄関を利用する店舗は対象外となります。) ④一定の親族関係又は資本関係を有する者が所有していない店舗であること。 【補助対象経費】 店舗の改修工事に係る経費(什器・備品購入費、設計費、消費税等は対象外) 【補助率及び補助限度額】 補助率は補助対象経費の2分の1で、補助限度額は以下のとおりです。 対象区域①150万円 対象区域②50万円 【対象者】 中心市街地の空き店舗に新たに小売・サービス業を出店又は移転する事業者 ※中心市街地区域内での移転は対象外 【利用条件】 ・継続営業期間 3年間以上営業すること。 ・営業時間 一日のうち9時から19時までの間に概ね3時間以上営業し、かつ、原則として一週間のうち5日以上営業すること。 ・組合等への加盟 出店しようとする地域に、商店街振興組合または任意の商店会等が組織されている場合、当該団体に加盟すること。	商工労働課 0172-35-1135
22	起業・事業化	選ばれる青森への挑戦資金(空き店舗活用チャレンジ融資、創業チャレンジ融資)	青森県の融資制度「『選ばれる青森』への挑戦資金」をご利用の方で下記に該当する場合、利率優遇や補助を実施します。 ①空き店舗活用チャレンジ融資 【対象】弘前市内の中心商店街の空き店舗において開業する中小小売業者等で、地域商店街の活性化への取組みとして市の認定を受けたもの 【資金使途】運転資金、設備資金 【融資限度額】1億円 【期間】運転10年以内(据置2年以内)、設備15年以内(据置3年以内) 【利率】年0.9%(同時に雇用条件を満たす場合、0.7%又は0.5%) ※当初5年間分を市が全額補助 【保証料率】9段階の保証料率 ※融資額3千万円以内のものについては市が50%分を補助 ②創業チャレンジ融資 【対象】弘前市内で中小企業者として新たに事業を開始しようとする方、又は事業を開始して5年に満たない中小企業者 【資金使途】運転資金、設備資金 【融資限度額】1億円 【期間】運転10年以内(据置2年以内)、設備15年以内(据置3年以内) 【利率】年0.9%(若者・女性・シニア・UJIターンによる創業は0.7%) (同時に雇用条件を満たす場合、0.7%又は0.5%) ※「ひろさきビジネス支援センター」利用の場合、0.1%割引 ※当初1年間分を市が全額補助 【保証料率】9段階の保証料率 ※融資額1千万円以内のものについては、市が70%を補助(残り30%を県が補助)	商工労働課 0172-35-1135
23	起業・事業化	お試しサテライトオフィス事業	弘前市内での創業・起業を検討している市外の方が、弘前を訪れた際の拠点として一時的にお試しで活用可能なオフィスを整備しています。	産業育成課 0172-32-8106
24	起業・事業化	創業・起業支援拠点運営事業	ひろさきビジネス支援センターを設置し、創業・起業を目指す方への相談業務やセミナーなどを開催します。	産業育成課 0172-32-8106

『その他』

No.	分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
25	その他	弘前市人口減少対策に係る企業認定制度(移住応援企業)	県外からの移住及び観光や二地域居住といった交流を促進し、地域の活性化に積極的に取り組む企業等を「移住応援企業」として認定し、市民に広く周知します。	企画課 0172-40-7121